

# 健康保険被扶養者認定基準について

## ◎被扶養者の範囲

- (1)生計維持関係があり、同居でも別居でもよい方  
被保険者の父母、祖父母などの直系尊属と配偶者(内縁でもよい)、子、孫および兄弟姉妹
- (2)生計維持関係に加えて、被保険者と同一世帯(同居)が条件となる方  
被保険者の伯叔父母、甥姪などその配偶者、被保険者の孫と弟妹の配偶者、  
被保険者の配偶者の父母や子など、(1)以外の三親等内の親族  
被保険者と内縁関係にある配偶者の父母および子

## ◎被扶養者として認定される収入要件・生計維持関係

認定対象者が主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが必要です。

### (1)被保険者と同居(同一世帯)の場合

- ①認定対象者の年収が 130万円未満(月額108,333円以下)※1
- ②被保険者の年収の1/2未満であること。

※1 60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合 180万円未満(月額150,000円未満)

### (2)被保険者と同居(同一世帯)でない場合

- ①認定対象者の年収が 130万円未満(月額108,333円以下)※1
- ②被保険者の年収の1/2未満であること。
- ③認定対象者の収入が、被保険者からの仕送り(援助)額より少ないこと。

## ○収入とは

給与収入

年金収入・・・国民年金・厚生年金・共済年金の老齢年金・障害年金・遺族年金や、恩給・扶助料など  
その他・・・事業収入、地代・家賃収入などの財産収入など

## ○年収とは (すべての収入の合算額で判断します。)

被扶養者の認定申請以降の見込み額をいいます。  
認定申請時の状態がそのまま続いたとして、1年換算をします。

例えば、

※パート収入が月々8万円・・・8万円×12カ月=96万円=年収 と判断します。

※雇用保険による失業給付受給の場合 (傷病手当金、出産手当金、休業補償受給中の場合も同様)

- A)給付制限期間中は 収入無し と判断し、被扶養者となることができます。
- B)雇用保険受給中は、受給日額が3,612円未満(130万円÷360日)※2であれば、  
被扶養者となることができます。

※2 60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合 5,000円未満(130万円÷360日)